

# 国民年金たより

## 令和6年度保存版

### 問合せ先

日本年金機構津年金事務所 (☎059-228-9112)  
市民課医療年金グループ (☎84-5005)



日本年金機構HP

国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、老後の保障のほか、重い障がい、死亡といった万一のときに生活の安定が損なわれることのないよう、みんなで保険料を納めて、お互いの生活を支え合う制度です。今回は、国民年金制度についてご紹介します。

### 令和6年度の国民年金保険料

令和6年4月～令和7年3月の国民年金保険料は、**「月額16,980円」**です。保険料は、日本年金機構から送付された納付書により、金融機関などで納めてください。コンビニなら夜間、土・日曜日、祝日でも納付できます。また、口座振替やクレジットカード納付、電子納付（ペイジー、インターネットバンキング、スマートフォン決済など）をご利用いただくと、金融機関などに行く手間と時間を省けます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。ぜひこの機会に、便利でお得な納付方法をご利用ください。

### 令和6年度振替方法ごとの納付額

振替方法	納付書払い クレジットカード納付	口座振替
毎月納付	16,980円	16,980円
当月末振替	—	16,920円 (60円の割引)
6カ月前納	101,050円 (830円の割引)	100,720円 (1,160円の割引)
1年前納	200,140円 (3,620円の割引)	199,490円 (4,270円の割引)
2年前納	398,590円 (15,290円の割引)	397,290円 (16,590円の割引)

### 保険料の免除・納付猶予制度をご利用ください

収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、所得の基準を満たせば、保険料の納付が免除または猶予されます（本人や世帯主、配偶者の所得審査があります）。また、産前産後期間は、届出により所得に関わらず保険料が免除されるので、ぜひご利用ください。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、万一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。「保険料の免除・納付猶予制度」は、申請日から、原則2年1カ月前までさかのぼって申請できるので、早めに手続きしてください。

### 免除・納付猶予・学生納付特例と未納の違い

	老齢基礎年金		障害基礎年金	遺族基礎年金
	受給資格期間への参入	年金額への反映	受給資格期間への参入	
全額免除				
一部免除	○	○	○	○
産前産後免除				
納付猶予				
学生納付特例	○	×	○	○
未納	×	×	×	×

※全額免除、一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）、産前産後免除では年金への反映額が異なります。

### 免除等の所得基準（令和3年度以降）

区分	所得の基準 (前年所得が下記の計算式で計算した金額の範囲内であれば所得の基準を満たします)	
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円 障がい者、寡婦、ひとり親の場合は上記金額または135万円	
一部免除	4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
産前産後期間免除	所得制限なし	
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円	
学生納付特例	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	

### 保険料の追納

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、将来受け取る年金額が少なくなりますが、追納が承認された月の前10年以内であれば、原則として、古い期間から追納することで、年金額を満額に近づけることができます。また、社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されるので、追納することをお勧めします。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は追納できません。また、3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。詳しくは、日本年金機構津年金事務所へお問い合わせください。

## 高齢任意加入制度

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで、年金額を満額に近づけたいときは、60歳以降でも国民年金制度に任意加入できます。ただし、申請があった月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません(60歳の誕生日の前日から任意加入の手続きを行うことができます)。

納付方法は、原則として口座振替になります。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は加入できません。詳しくは、日本年金機構津年金事務所へお問い合わせください。

## 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。なお、案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

### 【対象者】

- ▷ 老齢基礎年金の受給者で、次の①～③すべてに該当する人
  - ① 65歳以上
  - ② 世帯全員の市民税が非課税
  - ③ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- ▷ 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者で、前年の所得額が約472万円以下の人

### 【請求手続き】

対象者には、日本年金機構から請求手続きの案内を順次送付しています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要な事項を記入の上、日本年金機構へ提出してください。

### 年金生活者支援給付金専用ダイヤル

☎0570-05-4092

## 離婚時の年金分割制度

離婚などをした際に一定の条件を満たしていれば、婚姻期間中の厚生年金納付記録を当事者間で分割することができる制度です。分割方法には「合意分割制度」と「3号分割制度」があり、その割合は法律で定める範囲内で決めることとされています。年金分割に関する相談・手続きは、日本年金機構津年金事務所へお問い合わせください。

※市役所では相談・手続きはできませんのでご注意ください。

次の場合は、離婚時の年金分割を請求することができません。

- (1) 離婚等をした日の翌日から2年を経過している場合
- (2) 離婚等をした後に相手が死亡し、1カ月を経過している場合

## 国民年金の申請・照会・相談

### インターネットで

### マイナポータルによる電子申請

マイナポータルから次の電子申請が可能です。24時間365日スマートフォンからも申請でき、処理状況や申請結果も確認できます。

※電子申請には、事前にマイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要です。

### 【対象手続】

- ① 国民年金(第1号被保険者)加入の届出
- ② 国民年金保険料・免除・納付猶予の申請
- ③ 国民年金保険料 学生納付特例の申請
- ④ 国民年金付加保険料納付申出(辞退)の申出
- ⑤ 国民年金付加保険料該当(非該当)の届出
- ⑥ 国民年金保険料の産前産後免除の届出



電子申請について

### ねんきんネット

自身の年金に関する情報をいつでも確認できるサービスです。

- ① 自身の年金記録の確認
- ② 将来の年金見込額の試算
- ③ 「ねんきん定期便」や各種通知書の確認
- ④ 持ち主不明の年金記録の検索など

マイナポータルと連携することでもっと便利になり、次のこともできます。

- ⑤ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等の電子データの受け取り
- ⑥ 扶養親族等申告書の電子申請



ねんきんネット

### インターネットによる年金相談の予約

令和6年1月から老齢年金に加え、障害年金・遺族年金・未支給年金の年金事務所での相談予約がインターネットでできるようになりました。



インターネット予約

### 電話で

### 国民年金加入者ダイヤル

基礎年金番号に基づき、加入記録、納付記録、免除申請の有無などを電話で確認することができます。

☎0570-003-004 (ナビダイヤル)

### ねんきんダイヤル

各種通知書の内容確認、再交付申請に関する相談・手続きなど、年金相談に関する一般的な問い合わせができます。

☎0570-05-1165 (ナビダイヤル)